

「やまぐちデザインシンキングカレッジ」実施に係る企画・運営等業務仕様書

1 概要

本仕様書は、一般財団法人山口県デジタル技術振興財団（以下、「本財団」という。）が委託する「やまぐちデザインシンキングカレッジ」実施に係る企画・運営等業務（以下、「本業務」という。）の提案に関し、必要な仕様を定める。

2 本業務の趣旨・目的

山口県では、県政のあらゆる分野・地域でデジタルが実装され、デジタルが県民の暮らしや生活の中に溶け込んだ、県民一人ひとりが豊かさと幸せを実感することができる、ウェルビーイングにあふれる人にやさしいデジタル社会をビジョンに掲げ、「やまぐちデジタル改革」に取り組んでいる。

その中で、デザイン思考をDX推進の鍵と位置づけ、利用者視点に立って本質的な課題の把握やアイデアを創出し、新たな価値を生み出すビジネスやサービスの開発等を図るため、デザイン思考を県内に普及することとしている。

本業務は、県のこうした方針に基づき、本県の幅広い主体に対してデザイン思考の理解促進を図るとともに、県内の企業・団体等におけるデザイン思考を活用した実践的な取組の中核を担う人材を育成するため、「やまぐちデザインシンキングカレッジ」（以下、「カレッジ」という。）を実施するものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 委託上限額

15,000,000円（消費税および地方消費税を含む。）

5 本業務の内容

（1）オープニングイベントの企画・実施

ア 目的

企業や行政等におけるデザイン思考の理解促進を図るとともに、（2）（3）のプログラムの受講意欲を喚起するためのオープニングイベント（以下、「オープニングイベント」という。）を実施すること。

イ 対象

デザイン思考への関心を有する県民及び県内企業・団体・高等教育機関等のトップ層・管理職層並びに県の官民連携デジタルコミュニティ「デジテック for YAMAGUCHI」の会員であるデジテック・パートナー（以下、「デジテック・パートナー」という。）を主な対象とすること。

ウ 内容

著名で発信力のある有識者等による講演や、国内外の企業や行政など各分野におけるデザイン思考の活用事例の紹介を内容に含めること。なお、参加

料は無料とすること。

エ 開催規模

オンサイト・オンライン双方で同時に実施し、オンサイトはやまぐちDX推進拠点Y-BASE（以下、「Y-BASE」という。）を活用して25名程度、オンラインは100名以上が参加できるものとする。

〔Y-BASEの所在地〕

山口県山口市熊野町1-10 ニューメディアプラザ山口10階

(2) ベーシックプログラムの企画・実施

ア 目的

企業や行政等におけるデザイン思考の理解促進を図るとともに、(3)のプログラム受講に繋がる人材を幅広く育成するため、デザイン思考の基礎知識や基本的な手法が習得できるプログラム（以下、「ベーシックプログラム」という。）を実施すること。

イ 対象

デザイン思考を活用した実践的な取組に関心を有する県内企業関係者及び県内自治体職員、県内の大学や短期大学、高等専門学校、並びにデジテック・パートナーを主な対象とすること。

ウ 内容

デザイン思考の基礎知識や基本的な手法が習得できるセミナーなどを開催すること。なお、参加料は無料とすること。

エ 開催規模

オンラインでの開催なども含め、デザイン思考の裾野を拡大するうえで必要な規模を設定すること。

(3) アドバンストプログラムの企画・実施

ア 目的

デザイン思考を応用して新たな製品・サービスの企画開発や地域課題の解決などを現場で実践できる人材の育成プログラム（以下、「アドバンストプログラム」という。）を実施すること。

イ 対象

デザイン思考を活用した実践的な手法等を習得したい県内企業関係者及び県内自治体職員、県内の大学や短期大学、高等専門学校、並びにデジテック・パートナーを主な対象とすること。

ウ 内容

① プログラムの構築に当たっては、慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科が開発した「システム×デザイン思考」の習得を目的としたものとし、その教育において実績を有する大学等と連携すること。また、受講者の意向を踏まえつつ社会的な課題を演習テーマに設定するなど、受講者の学習意欲を高める工夫をすること。なお、プログラムの受講料は無料とすること。

② プログラムは座学や演習、グループワーク等からなるカリキュラム構成

とすること。

- ③ プログラムの実施に当たっては、連携する大学等の講師などが参加すること。
- ④ プログラムの学習成果について、有識者等が講評するなど、受講者の学習成果を評価する取組を設けること。

エ 開催規模

Y-BASEを活用して25名程度が参加できるものとする。

(4) カレッジの広報と受講者等の募集・選考

ホームページを作成するなど、カレッジの各取組を県内に効果的かつ幅広く周知するとともに、オープニングイベントの参加者及びベーシックプログラム・アドバンストプログラムの受講者を募集し、各募集が定員に達した場合には、本財団と協議したうえで、参加者や受講者の選考を行うこと。

(5) その他

オープニングイベントや各プログラムにおける講師等の選定など、(1)～(4)の業務の具体的な実施に当たっては、本財団と協議を行うこと。

その他、デザイン思考の理解促進や実践的な人材の育成に効果的と思われる独自の取組がある場合は、委託上限額の範囲内において、提案に含めること。

6 スケジュール

上記5の(1)～(4)の業務については令和7年2月までに終了することを想定しているが、効果的・効率的な提案を行い、本財団と協議のうえで決定すること。また、受託者は、このスケジュールを実現するための作業スケジュールを実施計画書に明示すること。

7 本業務の実施体制

受託者は、本業務を円滑に実施するため、実務経験のある講師を十分確保したうえで業務量の変動に応じた適正な人員配置を行い、効果的かつ効率的な運営が可能な体制をもって本委託事業を実施することとする。

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、プロジェクト全体を総括する責任者（以下、「責任者」という。）を配置し、効率的なプロジェクト管理をすること。
- (2) 受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者（責任者を含む。）の氏名及びその連絡先を明記した作業体制表を本契約締結時に提出すること。
- (3) 原則として、履行期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、本財団に申し出ること。

8 実施計画書の提出

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、あらかじめ、実施体制、実施スケジュール等を記載した実施計画書を提出し、本財団の承認を得ること。

- (2) 受託者は、実施計画書の提出に当たり、キックオフ会議を開催し、実施計画書の内容について説明を行うこと。

9 成果物

- (1) 次に掲げる成果物を提出すること。なお、提出する成果物の様式、記載内容及び納入期限の詳細について、事前に本財団と協議し、承認を受けたうえで決定すること。
 - ア 実施計画書
 - イ 打ち合わせ対応記録
 - ウ 上記5の業務に係る資料・教材
 - エ 本事業の実績報告書
- (2) 本業務の履行のために作成された成果物等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）その他一切の権利は、本財団に帰属するものとする。
- (3) 成果物は、紙媒体1部及び電子媒体（CD-R等）1部を提出すること。

10 再委託

- (1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本財団と協議し、承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) (1)により本財団が承認した場合には、承認を得た第三者も受託者としての義務を負うものとし、受託者は、当該第三者にこの義務を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
- (3) (1)により本財団が承認した場合であっても、受託者は、本財団に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

11 機密保持

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たって、知り得た情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。
- (2) 受託者は、本財団から提供された資料等（以下、「資料等」という。）を厳重に取り扱うものとし、本業務の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 受託者は、資料等を本業務の目的以外のために複製及び加工してはならない。
- (4) 受託者は、本業務終了後、速やかに資料等を返還すること。

12 情報セキュリティ管理

情報セキュリティ管理については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、別記「個人情報取扱特記事項」、一般財団法人山口県デジタル技

術振興財団プライバシーポリシーのほか、関係法令等を遵守すること。

1 3 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たっては、山口県及び本財団と常に密接な連携を図り、事業の各段階で協議を行うこと。また協議内容については、議事録等を作成し、提出すること。
- (2) 本業務の実施に要する費用は、全て受託者の負担とすること。
- (3) 写真・説明等に係るデータなどは、受託者において用意すること。なお、その際は、著作権等の問題が生じないように十分留意すること。
- (4) 本業務により提出される成果物については、山口県及び本財団の取組の一環として公表する可能性があること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は本業務の実施に関し疑義が生じた事項については、本財団と受託者が協議の上、解決するものとする。

以上

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務の実施に当っては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による業務を実施するために取得する個人情報については、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 乙は、この契約による業務の従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(複写・複製等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務を実施するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託に係る連帯責任)

第9 乙は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託先に対する管理及び監督)

第10 乙は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第11 乙は、この契約による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、業務完了後、直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄、又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(遵守状況に関する報告)

第12 乙は、甲からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

(監査等)

第13 甲は、この契約による業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行

うことができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

- 2 甲は、前項の目的を達成するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告等)

第 14 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報
情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先
により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに
甲に報告し、甲の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとると
ともに再発防止の措置を講じなければならない。

- 2 甲は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状
況等を勘案し、乙及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第 15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場
合には、この契約を解除することができる。

- 2 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者
が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。